

泉大津市議会令和 7 年第 2 回定例会会議事項

(令和 7 年 6 月 18 日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	8	令和6年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	3
同	9	令和6年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件	7
同	10	令和6年度泉大津市病院事業会計予算の継続費繰越計算書報告の件	11
議 案	44	泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件	15
同	45	泉大津市市税条例の一部改正の件	21
同	46	泉大津市営火葬場条例の一部改正の件	35
同	47	泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件	41
同	48	泉大津市立池上曾根弥生学習館条例の一部改正の件	47
同	49	泉大津市池上曾根史跡公園条例の一部改正の件	55
同	50	虫取市営住宅長寿命化改良工事請負契約締結の件	71
同	51	泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約締結の件	75
同	52	動産買入れの件	83
同	53	動産買入れの件	87
同	54	動産買入れの件	91
同	55	令和7年度泉大津市一般会計補正予算の件	97

報告第 8 号

令和 6 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和 6 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	電 算 処 理 事 業	1,210,000	1,210,000						1,210,000
2 総務費	1 総務管理費	市 有 財 産 等 管 理 事 業	330,000,000	193,984,000				193,900,000		84,000
2 総務費	1 総務管理費	万 博 機 運 醸 成 事 業	760,000	754,000						754,000
2 総務費	1 総務管理費	災 害 対 策 事 業	14,680,000	14,680,000		4,829,000				9,851,000
3 民生費	1 社会福祉費	物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 給 付 金 支 給 事 業	374,250,000	18,157,000		18,157,000				
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター施設整備事業	540,355,000	540,355,000				486,900,000		53,455,000
3 民生費	2 児童福祉費	一般事務事業(子育て応援課)	825,000	825,000		825,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	路 上 喫 煙 防 止 対 策 事 業	5,573,000	5,573,000						5,573,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	自 転 車 ネットワーク整備事業	33,992,000	32,992,000				29,600,000		3,392,000
7 土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区周辺整備事業	31,848,000	11,734,000		1,136,000		9,400,000		1,198,000
9 教育費	2 小学校費	小 学 校 施 設 整 備 事 業 (資 産 活 用 課)	1,972,223,000	1,972,223,000		241,536,000		1,730,300,000		387,000
9 教育費	6 保健体育費	スポーツ施設管理運営事業	3,729,000	3,729,000						3,729,000

報告第 9 号

令和 6 年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件

令和 6 年度泉大津市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、市議会に報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫支出金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	夕風町地内 公共下水道 管渠布設工 事	円 231,600,000	円 158,400,000	円 73,200,000	円 36,600,000	円 36,600,000	円	円	円	地中に硬化 路盤があり 大型機器で の取壊掘削 となったこ とによる工 期延期
1 資本的 支出	1 建設 改良費	汚水中継ポ ンプ場施設 遠隔監視装 置更新工事	14,520,000		14,520,000			14,520,000			半導体の材 料不足のた め機器製作 に時間を要 したことよ る工期延 長

報告第 10 号

令和 6 年度泉大津市病院事業会計予算の継続費繰越 計算書報告の件

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、泉大津市病院事業会計予算継続費繰越額の使用に関する計画書について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和6年度泉大津市病院事業会計予算継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越額

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発 生(見込)額	残 額	翌年度通 次繰越額	翌年度通次繰越 に係る財源内訳			翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				企業債	国 庫 補助金	その他	
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	泉大津市 立周産期 小児医療 センター 施設整備 事業	円 3,000,000,000	円 2,000,000,000	円 0	円 2,000,000,000	円 606,648,614	円 1,393,351,386	円 1,393,351,386	円 178,900,000	円 0	円 1,214,451,386	円 0

議案第 4 4 号

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改
正の件

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年泉大津市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行うものであること。

1 改正内容

番号利用法が改正され、番号利用法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられたことに対応するため、番号利用法第2条の規定を引用する条例の条項ずれについて、必要な規定の整備を行うものであること。（第2条関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 <u>法第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第 2 条第 1 3 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第 2 条第 1 5 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 <u>法第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第 2 条第 1 2 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第 2 条第 1 4 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

議案第 4 5 号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方税法等の一部改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の公布に伴い、個人市民税及び市たばこ税について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市市税条例（昭和 39 年泉大津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 19 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

附則第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 11 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 51 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 51 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 51 条の 3 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 52 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 51 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満であ

る場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第５１条の３の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第５１条の３の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、附則第１１条の２の次に１条を加える改定規定及び附則第３条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の泉大津市市税条例（以下「新条例」という。）第１３条及び第１９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市

民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条ただし書に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、泉大津市市税条例第 51 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 52 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 11 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 泉大津市市税条例第 52 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第 11 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(参 考)

泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税及び市たばこ税について所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 個人市民税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人市民税の所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合の控除として、新たに特定親族特別控除が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。（第 13 条及び第 19 条関係）

(2) 加熱式たばこの課税方法の見直し

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、国たばこ税の見直しに伴い、課税の適正化の観点から、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とするものであること。（附則第 11 条の 2 の 2 関係）

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

イ 上記ア以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 の(2)及び 2 の(3)については、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。（改正条例附則第 1 条）

(2) 個人市民税に関する経過措置

この条例（案）の施行に関し、1の(1)の規定について所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第2条）

(3) 市たばこ税に関する経過措置

この条例（案）の施行に関し、1の(2)の規定について所要の経過規定を定めるものであるほか、激変緩和等の観点から、1の(2)の改正は令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施することとするものであること。（改正条例附則第3条）

泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(所得控除) 第 1 3 条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告等) 第 1 9 条 法第 2 9 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は	(所得控除) 第 1 3 条 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告等) 第 1 9 条 法第 2 9 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は

改 正 案	現 行
第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併	第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し</u>

改 正 案	現 行
せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第16条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第9条の2に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～7 （略） 附 則 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> <u>第11条の2の2 令和8年4月1日</u> <u>以後に第51条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第51条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第51条の3の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係</u>	くは第16条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第9条の2に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～7 （略）

改 正 案	現 行
<u>る第５２条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第５１条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１</u>	

改 正 案	現 行
<u>本をもって紙巻たばこの 1 本に換 算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式 たばこ 当該加熱式たばこの重量 の 0. 2 グラムをもって紙巻たば この 1 本に換算する方法。ただ し、当該加熱式たばこの品目ごと の 1 個当たりの重量が 4 グラム未 満である場合にあっては、当該加 熱式たばこの品目ごとの 1 個を もって紙巻たばこの 2 0 本に換算 する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこの うち同項第 1 号ただし書の規定の適 用を受けるもの及び同項第 2 号ただ し書の規定の適用を受けるもの以外 のものの重量を紙巻たばこの本数に 換算する場合における計算は、売渡 し等が行われた加熱式たばこの品目 ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱 式たばこの品目ごとの数量を乗じて 得た重量を同項各号に掲げる区分ご とに合計し、その合計重量を紙巻た ばこの本数に換算する方法により行 うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式 たばこの品目ごとの 1 個当たりの重 量に 0. 1 グラム未満の端数がある</u>	

改 正 案	現 行
<u>場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 5 1 条の 3 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 5 1 条の 3 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

議案第 4 6 号

泉大津市営火葬場条例の一部改正の件

泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

市民の安定的な火葬場利用機会の確保を図るため、市民以外の使用に係る使用料について見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市営火葬場条例（平成２３年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中「６０，０００円」を「１００，０００円」に、「５０，０００円」を「７５，０００円」に、「１０，０００円」を「１５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年８月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の泉大津市営火葬場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市営火葬場条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、市民の安定的な火葬場利用機会の確保を図るため、市民以外の使用に係る使用料について見直すものであること。

1 改正内容

施設維持管理費の高騰及び市民以外の火葬件数の増加傾向を踏まえ、市民の安定的な火葬場利用機会の確保を図るため、市民以外の使用料を引き上げるものであること。（別表関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和 7 年 8 月 1 日から施行するものであること。（改正条例附則第 1 項）

(2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第 2 項）

泉大津市営火葬場条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
種 別	区 別	使用料		種 別	区 別	使用料	
		市 民	市民以外			市 民	市民以外
死体（1体）	大人	20,000 円	<u>100,000 円</u>	死体（1体）	大人	20,000 円	<u>60,000 円</u>
	小人（12歳以下）	15,000 円	<u>75,000 円</u>		小人（12歳以下）	15,000 円	<u>50,000 円</u>
死胎（1胎）		3,000 円	<u>15,000 円</u>	死胎（1胎）		3,000 円	<u>10,000 円</u>
手術肢体等		3,000 円	<u>15,000 円</u>	手術肢体等		3,000 円	<u>10,000 円</u>
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

議案第 4 7 号

泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市水道事業給水条例（昭和 33 年泉大津市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 11 号及び第 40 条第 8 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例（案）は、建設業法施行令が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行うものであること。

1 改正内容

建設業法施行令が改正され、新たに第 28 条、第 33 条及び第 34 条が新設されたことにより、以下の条番号が順次繰り下げられたことに対応するため、改正前の建設業法施行令第 34 条の規定を引用する条例の条項ずれについて、必要な規定の整備を行うものであること。（第 39 条及び第 40 条関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(布設工事監督者の資格) 第 3 9 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第 4 0 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第 3 9 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第 4 0 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

議案第 48 号

泉大津市立池上曽根弥生学習館条例の一部改正の件

泉大津市立池上曽根弥生学習館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市立池上曽根弥生学習館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するものに池上曽根弥生学習館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例（平成13年泉大津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第7条 教育委員会は、弥生学習館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に弥生学習館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第8条 前条の規定により指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる弥生学習館の事業に関する業務
- (2) 弥生学習館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、弥生学習館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者が弥生学習館の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に弥生学習館の管理を行わなければならない。

（指定管理者による管理の場合の読替え）

第10条 第7条の規定に基づき指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合においては、第5条中「泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市立池上曾根弥生学習館（以下「弥生学習館」という。）の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に弥生学習館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものであること。

1 改正内容

(1) 指定管理者による管理

泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、弥生学習館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に弥生学習館の管理を行わせることができるとする規定を定めるものであること。（第7条関係）

(2) 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲を、次のとおり定めるものであること。（第8条関係）

ア 弥生学習館の事業に関する業務

- ① 体験学習を行うこと。
- ② 池上曾根遺跡に関する資料の展示を行うこと。
- ③ 講演会、研究会等を開催すること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、弥生学習館の設置目的を達成するために必要なこと。

イ 弥生学習館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、弥生学習館の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(3) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が弥生学習館の管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市立池上曾根弥生学習館条例（平成13年泉大津市条例第2号）及び泉大津市

立池上曾根弥生学習館条例施行規則（平成 13 年泉大津市教育委員会規則第 3 号）の定めるところに従い、適正に弥生学習館の管理を行わなければならないとする規定を定めるものであること。（第 9 条関係）

(4) 指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。（第 10 条関係）

2 施行期日

この条例（案）は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するものであること。

泉大津市立池上曾根弥生学習館条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第 7 条 教育委員会は、弥生学習館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に弥生学習館の管理を行わせることができる。</u> <u>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</u> <u>第 8 条 前条の規定により指定管理者に弥生学習館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 第 3 条各号に掲げる弥生学習館の事業に関する業務</u> <u>(2) 弥生学習館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、弥生学習館の管理上、教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> <u>第 9 条 指定管理者が弥生学習館の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく</u>	

改 正 案	現 行
<u>規則の定めるところに従い、適正に 弥生学習館の管理を行わなければな らない。</u> <u>(指定管理者による管理の場合の読替 え)</u> <u>第 1 0 条 第 7 条の規定に基づき指定 管理者に弥生学習館の管理を行わせ る場合においては、第 5 条中「泉大 津市教育委員会（以下「教育委員 会」という。）」とあるのは「指定管 理者」と、第 6 条中「教育委員会」 とあるのは「指定管理者」とする。</u> <u>第 1 1 条</u> （略）	<u>第 7 条</u> （略）

議案第 49 号

泉大津市池上曽根史跡公園条例の一部改正の件

泉大津市池上曽根史跡公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市池上曽根史跡公園について、その管理等の規定を定めるとともに、設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するものに池上曽根史跡公園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市池上曾根史跡公園条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市池上曾根史跡公園条例（平成 13 年泉大津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「泉大津市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第 14 条とし、第 1 条の次に次の 12 条を加える。

（管理）

第 2 条 史跡公園は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（使用の許可）

第 3 条 史跡公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 露店営業その他これに類する行為
- (2) 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為
- (3) イベントのために史跡公園の全部又は一部を独占して使用する行為

2 教育委員会は、前項に定める許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可（以下「使用許可」という。）をしてはならない。

- (1) 史跡公園の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 史跡公園の使用が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 史跡公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

- (4) 史跡公園の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 史跡公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公衆の史跡公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても教育委員会は、その責めを負わない。

(行為の禁止)

第6条 史跡公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、使用許可に係る行為であつて、特に教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 史跡公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。

(8) 史跡公園をその用途外に使用すること。

(9) その他史跡公園の管理に支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 教育委員会は損壊その他の理由により、史跡公園の利用が危険であると認められる場合又は史跡公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用を終わったときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償及び事故の責任)

第9条 史跡公園を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はそれに相当する損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、その使用に関して生じた一切の事項についてその責を負うものとする。ただし、管理上の都合によるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、史跡公園の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第11条 前条の規定により指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 史跡公園の維持管理に関する業務

(2) 史跡公園の使用許可に関する業務

(3) 第7条の規定による史跡公園の利用の禁止又は制限に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者が史跡公園の管理を行う場合において、指定管理者は、この

条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に史跡公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替え)

第13条 第10条の規定に基づき指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合においては、第3条から第7条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市池上曾根史跡公園条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市池上曾根史跡公園（以下「史跡公園」という。）について、その管理等の規定を定めるとともに、設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲及び管理の基準等について定めるものであること。

1 改正内容

(1) 管理

史跡公園は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するとする規定を定めるものであること。（第2条関係）

(2) 使用の許可

ア 史跡公園において、次の⑦から⑨までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとする規定を定めるものであること。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とするものであること。（第3条第1項関係）

⑦ 露店営業その他これに類する行為

⑧ 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為

⑨ イベントのために史跡公園の全部又は一部を独占して使用する行為

イ 教育委員会は、アに定める許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができるとする規定を定めるものであること。（第3条第2項関係）

(3) 使用許可の制限

教育委員会は、次のアからカまでのいずれかに該当するときは、(2)の許可（以下「使用許可」という。）をしてはならないとする規定を定めるものであること。（第4条関係）

ア 史跡公園の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。

イ 史跡公園の使用が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

ウ 史跡公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

エ 史跡公園の管理上支障があると認めるとき。

オ 公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

カ その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(4) 使用許可の取消し等

ア 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の⑦から⑫までのいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園よりの退去を命ずることができるとする規定を定めるものであること。

（第5条第1項関係）

⑦ 法令、泉大津市池上曾根史跡公園条例（平成13年泉大津市条例第3号）又は泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則（平成13年泉大津市教育委員会規則第4号）に違反したとき。

⑧ 使用許可に付した条件に違反したとき。

⑨ その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあるとき。

⑩ 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。

イ 教育委員会は、次の⑦から⑫までのいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、アに規定する処分その他必要な措置を命ずることができるとする規定を定めるものであること。（第5条第2項関係）

⑦ 史跡公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

⑧ 公衆の史跡公園の利用に著しく支障があると認めるとき。

⑨ ⑦及び⑧に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

ウ ア及びイの規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じてても教育委員会は、その責めを負わないとする規定を定めるものであること。（第5条第3項関係）

(5) 行為の禁止

史跡公園においては、次のアからケまでに掲げる行為をしてはならないとする規定を定めるものであること。ただし、使用許可に係る行為であって、特に教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでないとするものであること。(第6条関係)

ア 史跡公園を損傷し、又は汚損すること。

イ 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。

ウ 土地の形質を変更すること。

エ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

オ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

カ 立入禁止区域に立ち入ること。

キ 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。

ク 史跡公園をその用途外に使用すること。

ケ その他史跡公園の管理に支障があると認められる行為をすること。

(6) 利用の禁止又は制限

教育委員会は損壊その他の理由により、史跡公園の利用が危険であると認められる場合又は史跡公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡公園の利用を禁止し、又は制限することができるとする規定を定めるものであること。(第7条関係)

(7) 原状回復義務

使用者は、その使用を終わったときは、直ちにその使用した場所を原状に回復しなければならないとする規定を定めるものであること。(第8条関係)

(8) 損害の賠償及び事故の責任

ア 史跡公園を損傷し、又は汚損した者は、これを原状に回復し、又はそれに相当する損害を賠償しなければならないとする規定を定めるものであること。
(第9条第1項関係)

イ 使用者は、その使用に関して生じた一切の事項についてその責を負うものとする規定を定めるものであること。ただし、管理上の都合によるときは、この限りでないとするものであること。(第9条第2項関係)

(9) 指定管理者による管理

教育委員会は、史跡公園の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に史跡公園の管理を行わせることができるとする規定を定めるものであること。(第10条関係)

(10) 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲を、次のとおり定めるものであること。(第11条関係)

ア 史跡公園の維持管理に関する業務

イ 史跡公園の使用許可に関する業務

ウ (6)の規定による史跡公園の利用の禁止又は制限に関する業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、史跡公園の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(11) 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が史跡公園の管理を行う場合において、指定管理者は、泉大津市池上曾根史跡公園条例及び泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則の定めるところに従い、適正に史跡公園の管理を行わなければならないとする規定を定めるものであること。(第12条関係)

(12) 指定管理者による管理の場合の読替え

指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合における読替規定を定めるものであること。(第13条関係)

2 施行期日

この条例(案)は、令和7年7月1日から施行するものであること。

泉大津市池上曾根史跡公園条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(管理)</u> <u>第 2 条 史跡公園は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u> <u>(使用の許可)</u> <u>第 3 条 史跡公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</u> <u>(1) 露店営業その他これに類する行為</u> <u>(2) 写真又は映画の撮影その他これらに類する行為</u> <u>(3) イベントのために史跡公園の全部又は一部を独占して使用する行為</u> <u>2 教育委員会は、前項に定める許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u> <u>(使用許可の制限)</u> <u>第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可（以下「使用許可」という。）をしてはならない。</u>	

改 正 案	現 行
(1) <u>史跡公園の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u> (2) <u>史跡公園の使用が公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。</u> (3) <u>史跡公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</u> (4) <u>史跡公園の管理上支障があると認めるとき。</u> (5) <u>公衆の史跡公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</u> (6) <u>その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。</u> <u>（使用許可の取消し等）</u> <u>第５条 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園よりの退去を命ずることができる。</u> (1) <u>法令、この条例又はこの条例に</u>	

改 正 案	現 行
<u>基づく規則に違反したとき。</u> (2) <u>使用許可に付した条件に違反したとき。</u> (3) <u>その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあるとき。</u> (4) <u>偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。</u> 2 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分その他必要な措置を命ずることができる。</u> (1) <u>史跡公園の保全又は工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</u> (2) <u>公衆の史跡公園の利用に著しく支障があると認めるとき。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</u> 3 <u>前2項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても教育委員会は、その責めを負わない。</u> <u>(行為の禁止)</u> 第6条 <u>史跡公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u> <u>ただし、使用許可に係る行為であつて、特に教育委員会の承認を受けた</u>	

改 正 案	現 行
<u>場合は、この限りでない。</u> (1) <u>史跡公園を損傷し、又は汚損すること。</u> (2) <u>樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。</u> (3) <u>土地の形質を変更すること。</u> (4) <u>鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</u> (5) <u>はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。</u> (6) <u>立入禁止区域に立ち入ること。</u> (7) <u>指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。</u> (8) <u>史跡公園をその用途外に使用すること。</u> (9) <u>その他史跡公園の管理に支障があると認められる行為をすること。</u> <u>(利用の禁止又は制限)</u> <u>第7条 教育委員会は損壊その他の理由により、史跡公園の利用が危険であると認められる場合又は史跡公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、史跡公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて史跡公園の利用を禁止し、又は制限する</u>	

改 正 案	現 行
<u>ことができる。</u> <u>(原状回復義務)</u> <u>第 8 条 使用者は、その使用を終わっ</u> <u>たときは、直ちにその使用した場所</u> <u>を原状に回復しなければならない。</u> <u>(損害の賠償及び事故の責任)</u> <u>第 9 条 史跡公園を損傷し、又は汚損</u> <u>した者は、これを原状に回復し、又</u> <u>はそれに相当する損害を賠償しなけ</u> <u>ればならない。</u> <u>2 使用者は、その使用に関して生じ</u> <u>た一切の事項についてその責を負う</u> <u>ものとする。ただし、管理上の都合</u> <u>によるときは、この限りでない。</u> <u>(指定管理者による管理)</u> <u>第 1 0 条 教育委員会は、史跡公園の</u> <u>設置目的を効果的に達成するため必</u> <u>要があると認めるときは、地方自治</u> <u>法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2</u> <u>4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定</u> <u>するもの（以下「指定管理者」とい</u> <u>う。）に史跡公園の管理を行わせるこ</u> <u>とができる。</u> <u>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</u> <u>第 1 1 条 前条の規定により指定管理</u> <u>者に史跡公園の管理を行わせる場合</u> <u>におけるその業務の範囲は、次のと</u> <u>おりとする。</u>	

改 正 案	現 行
(1) <u>史跡公園の維持管理に関する業務</u> (2) <u>史跡公園の使用許可に関する業務</u> (3) <u>第 7 条の規定による史跡公園の利用の禁止又は制限に関する業務</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上、教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> <u>第 1 2 条 指定管理者が史跡公園の管理を行う場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に史跡公園の管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者による管理の場合の読替え)</u> <u>第 1 3 条 第 1 0 条の規定に基づき指定管理者に史跡公園の管理を行わせる場合においては、第 3 条から第 7 条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</u> <u>(委任)</u> <u>第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、史跡公園に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>	(委任) <u>第 2 条 この条例に定めるもののほか、史跡公園に関し必要な事項は、<u>泉大津市教育委員会</u>が定める。</u>

議案第 50 号

虫取市営住宅長寿命化改良工事請負契約締結の件

虫取市営住宅長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契 約 金 額 | 3 6 3, 2 4 8, 6 0 0 円 |
| 2 | 契約の相手方 | 所 在 大阪市平野区瓜破七丁目 1 番 5 号
名 称 西野建設工業株式会社
代表取締役 西 野 順 一 |

(参 考)

工事概要 虫取市営住宅長寿命化改良工事一式

(外壁改修、屋根等防水更新、自転車置場更新、受水槽更新、集会所改修)

工 事 請 負 仮 契 約 書 (概 要)

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 虫取市営住宅長寿命化改良工事 |
| 2 工 事 場 所 | 泉大津市楠町西 2 番 |
| 3 工 期 | 市議会で議決された日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで |
| 4 請負代金額 | ¥ 3 6 3 , 2 4 8 , 6 0 0 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 3 3 , 0 2 2 , 6 0 0 - |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則 (昭和 4 4 年泉大津市規則第 7 号) 第 1
1 4 条 (請負代金の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上) 又
は第 1 1 6 条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者西野建設工業株式会社は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号) 第 2 条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 7 年 5 月 2 8 日

発注者 泉大津市

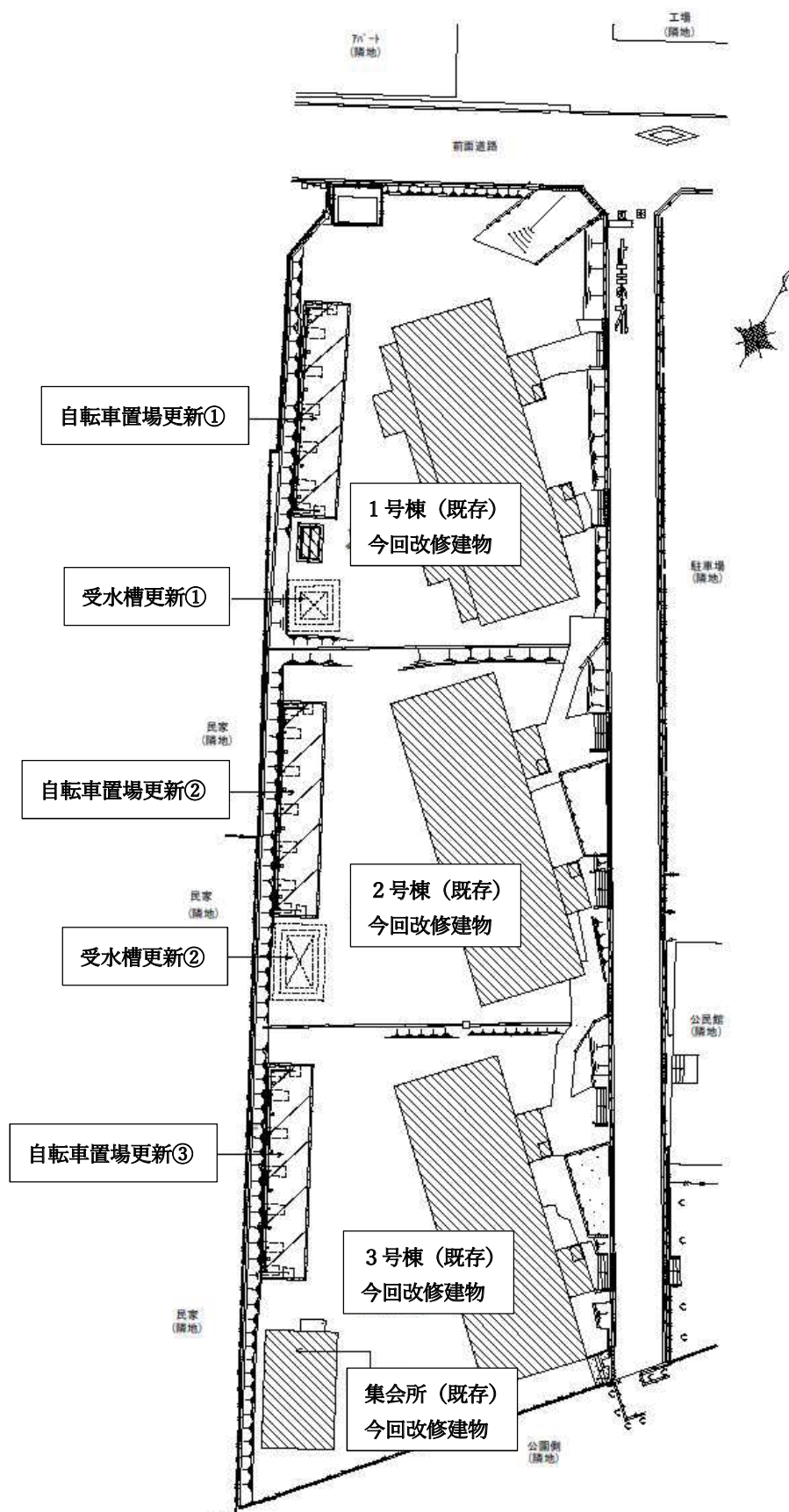
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

請負者 大阪市平野区瓜破七丁目 1 番 5 号

西野建設工業株式会社

代表取締役 西 野 順 一 印

工事名	虫取市営住宅長寿命化改良工事
工事場所	泉大津市楠町西2番
工事概要	建物の老朽化に対応するための長寿命化改良工事 (外壁改修、屋根等防水更新、自転車置場更新、受水槽更新、集会所改修)



議案第 5 1 号

泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負
契約締結の件

泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約を次のとおり締結したい
ので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9
年泉大津市条例第 6 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1 契 約 金 額 | 2, 3 9 7, 7 0 8, 5 0 0 円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 大阪市北区天満一丁目 3 番 2 1 号 |
| | 名 称 株式会社松村組大阪本店 |

取締役専務執行役員本店長 上 野 稔

(参 考)

工事概要 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事一式

(内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、
付属棟新築、電気設備改修、機械設備改修)

工 事 請 負 仮 契 約 書 (概 要)

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事 |
| 2 工 事 場 所 | 泉大津市我孫子二丁目4番7号 |
| 3 工 期 | 市議会で議決された日から令和10年3月15日まで |
| 4 請負代金額 | ¥2,397,708,500－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥217,973,500－ |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第114条(請負代金の100分の10に相当する額以上)又は第116条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者株式会社松村組大阪本店は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年5月28日

発注者 泉大津市

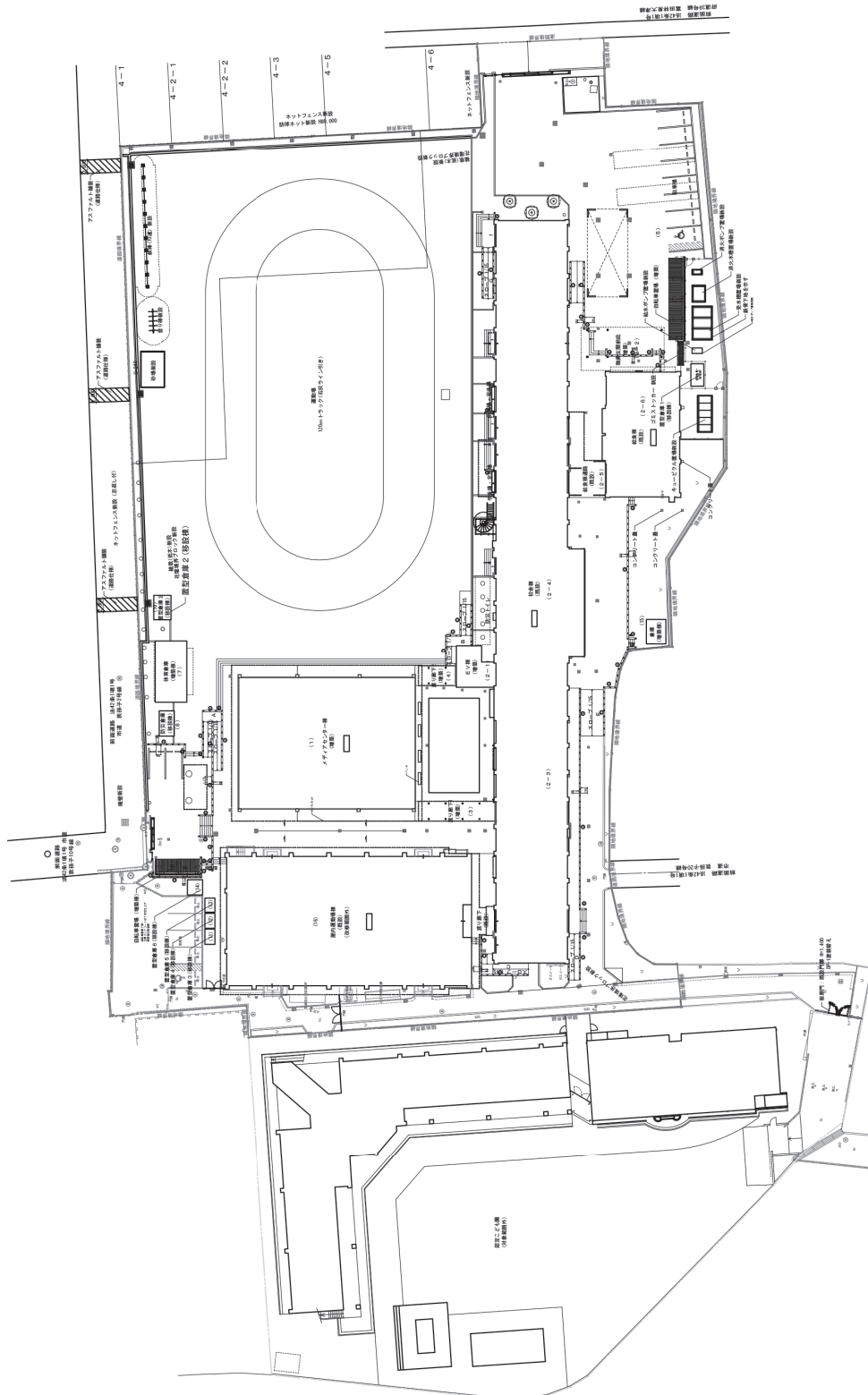
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

請負者 大阪市北区天満一丁目3番21号

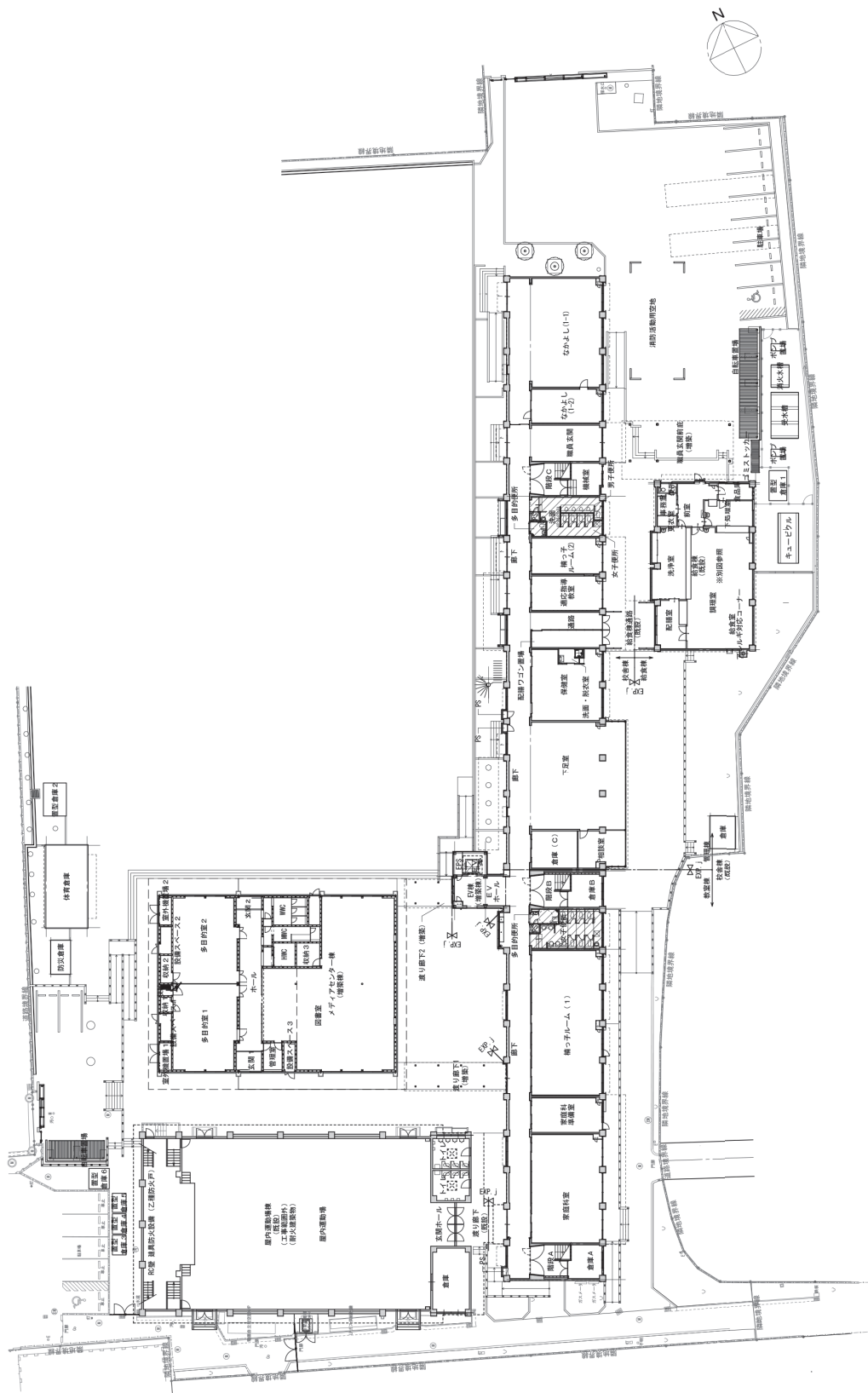
株式会社松村組大阪本店

取締役専務執行役員本店長 上 野 稔 

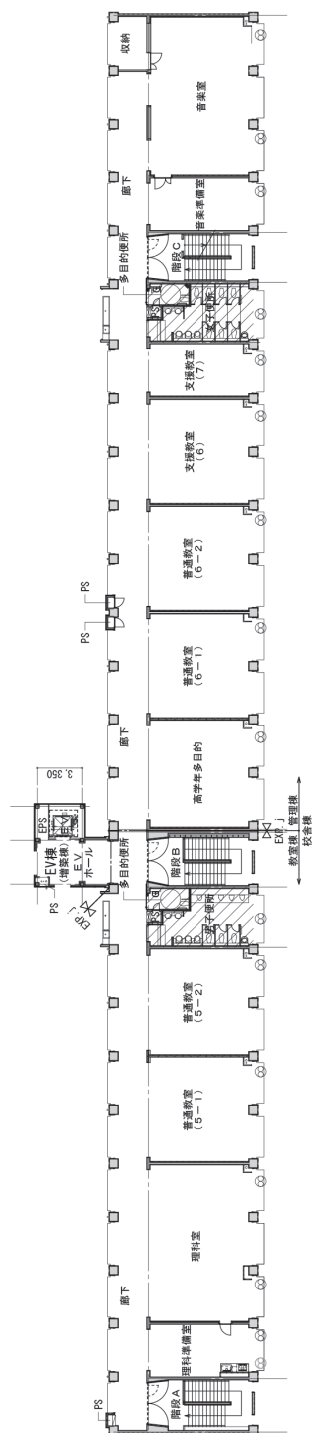
工事名	泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事
工事場所	泉大津市我孫子二丁目4番7号
工事概要	内部改修 建具改修 外壁改修 屋上防水改修 エレベーター設置 付属棟新築 電気設備改修 機械設備改修
工事予定期間	令和7年度～令和9年度 約3箇年



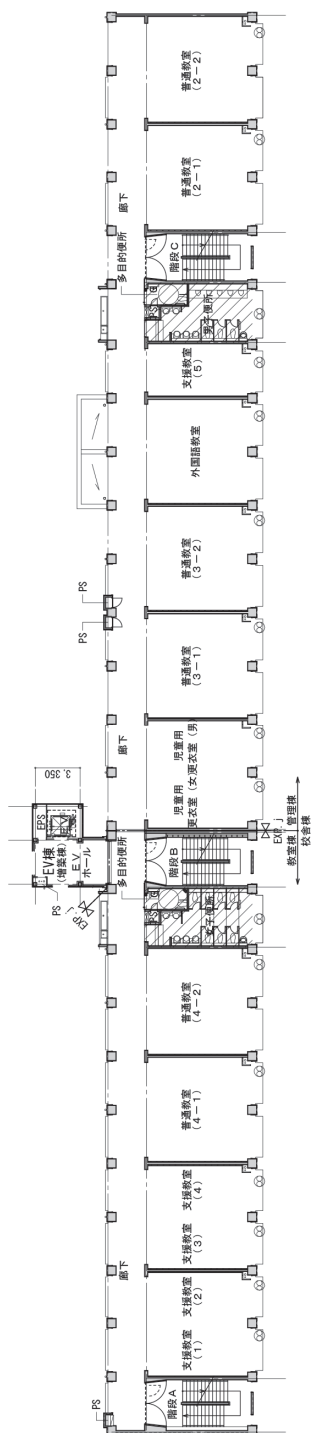
竣工後配置図



1階平面図



4階平面図



3階平面図



議案第 5 2 号

動 産 買 入 れ の 件

一般家庭ごみ収集等に係る指定ごみ袋を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 買入れ額 | 2 5 , 2 8 0 , 7 5 0 円 |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 大阪市東淀川区上新庄一丁目 2 番 7 号
名 称 株式会社テライ
取締役 小 川 隆 博 |

(参 考)

物品売買単価仮契約書（概要）

- | | | | |
|----------|---|-------------|--|
| 1 件名（品名） | 泉大津市一般家庭ごみ指定袋購入 | | |
| 2 納入期限 | 令和8年3月31日 | | |
| 3 単価契約金額 | 一般家庭ごみ指定袋（450） | 9.60円 | |
| | （予定数量 | 900,000枚） | |
| | 一般家庭ごみ指定袋（300） | 7.35円 | |
| | （予定数量 | 950,000枚） | |
| | 一般家庭ごみ指定袋（150） | 5.20円 | |
| | （予定数量 | 1,000,000枚） | |
| | 一般家庭ごみ指定袋（7.50） | 4.80円 | |
| | （予定数量 | 450,000枚） | |
| | （消費税及び地方消費税を含まない金額） | | |
| 4 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 | | |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社テライは、物品売買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年4月23日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

受注者 大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号
株式会社テライ

取締役 小 川 隆 博 

動 産 買 入 れ の 件

泉大津市立小・中学校に配備する学習者用タブレットを次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れ額 | 296,901,165 円 |
| 2 | 買入れ先 | 令和 7 年度大阪府 G I G A スクール（i P a d O S）共同企業体 |
| | 代表構成員 | |
| | 所 在 | 大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号 |
| | 名 称 | 日本電通株式会社 |
| | 代表取締役社長 | 川 副 和 宏 |
| | 構成員 | |
| | 所 在 | 大阪府中央区大手前一丁目 7 番 31 号 OMMビル 15 階 |
| | 名 称 | 株式会社ウチダシステムズ大阪支店 |
| | 支店長 | 仲 村 敏 雅 |
| | 構成員 | |
| | 所 在 | 大阪府中央区和泉町二丁目 2 番 2 号 |
| | 名 称 | 株式会社内田洋行大阪支店 |
| | 大阪支店長 | 岡 野 清 吾 |

構成員

所 在 大阪市福島区福島六丁目 1 4 番 1 号

名 称 株式会社大塚商会 L A 関西営業部

L A 関西営業部長 南 英 和

(参 考)

物品売買仮契約書（概要）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 件名（品名） | 泉大津市学習者用タブレット購入 |
| 2 | 数 量 | 5, 5 0 5 台 |
| 3 | 納 入 場 所 | 泉大津市河原町 3 番 7 号 外 |
| 4 | 納 入 期 限 | 令和 7 年 1 1 月 3 0 日 |
| 5 | 契 約 金 額 | ¥ 2 9 6, 9 0 1, 1 6 5 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 2 6, 9 9 1, 0 1 5 - |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 泉大津市財務規則（昭和 4 4 年泉大津市規則第 7 号）第
1 1 4 条（契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上）
又は第 1 1 6 条の規定による。 |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者令和 7 年度大阪府 G I G A スクール（i P a d O S）共同企業体は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 7 年 5 月 1 9 日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 令和 7 年度大阪府 G I G A スクール（i P a d O S）

共同企業体

代表構成員

大阪市港区磯路二丁目 2 1 番 1 号

日本電通株式会社

代表取締役社長 川 副 和 宏 印

構成員

大阪府中央区大手前一丁目7番31号OMMビル15階

株式会社ウチダシステムズ大阪支店

支店長 仲村 敏雅 ⑩

構成員

大阪府中央区和泉町二丁目2番2号

株式会社内田洋行大阪支店

大阪支店長 岡野 清吾 ⑩

構成員

大阪府福島区福島六丁目14番1号

株式会社大塚商会LA関西営業部

LA関西営業部長 南 英和 ⑩

議案第 5 4 号

動 産 買 入 れ の 件

泉大津市立図書館図書を次のとおり買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 取得予定金額 | 3 0 , 0 3 0 , 0 0 0 円 |
| 2 | 買 入 れ 先 | 所 在 泉大津市本町 1 番 1 号 |
| | 名 称 | 泉大津市図書納入組合 |
| | 組合長 | 山 崎 欣 哉 |

(参 考)

物品売買仮契約書（概要）

- | | |
|-------------|---|
| 1 件名（品名） | 泉大津市立図書館図書購入 |
| 2 納 入 期 限 | 令和8年3月31日 |
| 3 取得予定金額 | 30,030,000円 |
| 4 取得予定数量 | 13,000冊 |
| 5 契 約 保 証 金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者泉大津市図書納入組合は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年4月1日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 泉大津市本町1番1号

泉大津市図書納入組合

組合長 山 崎 欣 哉

印

令和 7 年度 泉大津市 一般会計 補正 予算

(補正第 1 号)

令和 7 年度 泉大津市一般会計補正予算

令和 7 年度 泉大津市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,251 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,832,117 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 18 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		2, 168, 654	6, 251	2, 174, 905
	2 基金繰入金	2, 122, 262	6, 251	2, 128, 513
歳 入 合 計		37, 825, 866	6, 251	37, 832, 117

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,611,299	1,540	3,612,839
	1 保健衛生費	1,010,219	1,540	1,011,759
6 商工費		260,495	877	261,372
	1 商工費	260,495	877	261,372
9 教育費		3,451,040	3,834	3,454,874
	5 社会教育費	672,214	105	672,319
	6 保健体育費	147,175	3,729	150,904
歳 出 合 計		37,825,866	6,251	37,832,117

令和7年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳入歳出補正予算

1 総括 歳入

款	補正前の額
18 繰入金	2, 1 6 8, 6 5 4
歳入合計	3 7, 8 2 5, 8 6 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
6, 2 5 1	2, 1 7 4, 9 0 5
6, 2 5 1	3 7, 8 3 2, 1 1 7

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 衛生費	3,611,299	1,540
6 商工費	260,495	877
9 教育費	3,451,040	3,834
歳 出 合 計	37,825,866	6,251

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3, 612, 839				1, 540
261, 372				877
3, 454, 874				3, 834
37, 832, 117				6, 251

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 168, 654	千円 6, 251	千円 2, 174, 905

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1, 076, 925	6, 251	1, 083, 176
計	2, 122, 262	6, 251	2, 128, 513

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	6,251	財政調整基金繰入金

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,611,299	千円 1,540	千円 3,612,839

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	302,741	1,540	304,281				1,540
計	1,010,219	1,540	1,011,759				1,540

補 正 前	補 正 額	計
千円 260,495	千円 877	千円 261,372

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 消費者対策費	7,234	877	8,111				877
計	260,495	877	261,372				877

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,451,040	千円 3,834	千円 3,454,874

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
11 学習館費	36,193	105	36,298				105

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	1,540	4 予防接種事業（健康づくり課） 1,540	12 委託料 穿孔料 予防接種委託料
			1,540 9 1,531

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費	877	1 消費者生活相談事業 877	8 旅費 費用弁償
			877

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 8 旅費	90 15	1 学習館運営事業 105	1 報酬 プロポーザル審査委員報酬
			90
			8 旅費 15

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	672,214	105	672,319				105

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 スポーツ施設費	86,332	3,729	90,061				3,729
計	147,175	3,729	150,904				3,729

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			費用弁償

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	3,729	1 スポーツ施設管理運営事業 3,729	14 工事請負費 補修工事費 3,729

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		47,473			154,156	28,615	182,771	
	その他の 特 別 職	1,264	100,850					100,850		100,850	
	計	1,283	207,533	28,560	60,946	1,714	192	298,945	35,790	334,735	
補 正 前	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		47,473			154,156	28,615	182,771	
	その他の 特 別 職	1,259	100,760					100,760		100,760	
	計	1,278	207,443	28,560	60,946	1,714	192	298,855	35,790	334,645	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特 別 職	5	90					90		90	
	計	5	90					90		90	

